

令和2年1月19日執行

岩手県議会議員二戸選挙区再選挙

# 選挙の記録

岩手県選挙管理委員会

## 目 次

1	選挙事由	1
2	選挙長及び職務代理者	1
3	選挙執行日程表	1
4	候補者及び当選人	7
5	投票結果	7
6	開票結果	7
7	選挙運動費用	7
8	選挙公報	8

## 令和2年1月19日執行 岩手県議会議員二戸選挙区再選挙

### 1 選挙事由

令和元年12月2日に松倉史朋氏の当選無効が確定し、同月3日に選挙事由が発生したため

### 2 選挙長及び同職務代理者

選挙長 高田 聡  
同職務代理者 堤 隆

### 3 選挙執行日程表

表中に引用した根拠法令等の略称は次のとおり

- 法…………… 公職選挙法
- 令…………… 同法施行令
- 規則…………… 同法施行規則
- 県規程 …… 岩手県選挙等執行規程
- 自治法 …… 地方自治法
- 自治令 …… 地方自治法施行令
- ポ条例 …… 県議会議員の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例
- 公営条例 …… 県議会議員及び知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例
- 公報条例 …… 県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例

期 日	選挙 期日 前	事 務 執 行 区 分			摘 要	根拠法令	執行者
		県 選 管	県選管二戸出張所	二戸市・一戸町選管			
令和元年							
12	2	月	48	異議申出の決定に関する訴訟提起期限	決定の告示日から30日内 (休日等の場合翌日)	法207	県委員会
12	3	火	47	当選人の当選無効の告示		法107	県委員会
				再選挙事由発生の告示		法199の5④	県委員会
12	11	水	39	県委員会の開催 ・選挙期日の決定 ・選挙人名簿登録基準日等決定 ・選挙長・同職務代理者の選任 ・選挙会の場所及び日時の指定 ・投票用紙等の規格 ・ポスター掲示開始日の決定  ・ポスター掲示場の区画数の決 ・選挙公報の規格等  ・共同実施する啓発事業 ・執行日程、事務分担ほか	ポスター掲示場発注開始	法34① 法22③ 法75、令80 法77、78 県規程18ほか 法144の2⑩ (144の2⑤) 県規程78 法172の2 公報条例2, 8	県委員会
				ポスター掲示場設置総数減少協議開始	左記協議準備	法144の2⑨、 ポ条例2、県規 程80の2	各委員会
				物品調製要領作成			県委員会
				物品各種発注開始			県委員会
				投票用紙等印刷等立会要領作成			県委員会
12	12	木	38		立候補届出等説明会開催周知(県内政党支部あて通知)		県委員会 (出張所)
12	13	金	37	事務執行打合せ会	同左出席	同左出席	県委員会
12	22	日	28	投票用紙印刷			県委員会
12	23	月	27	投票用紙等発送	同左受渡	同左受領、受領報告(県へ)	各委員会
					立候補届出等説明会	立候補予定者、県内政党支部及び関係機関	県委員会 (出張所)
12	25	水	25	選挙結果速報打合せ会		県政記者クラブと	県委員会
12	27	金	23	選挙人名簿登録日等の告示		県報登載	県委員会
					投票所開閉時刻変更届出	法40②	市町委員会

期 日	選挙 期日 前	事 務 執 行 区 分			摘 要	根拠法令	執行者			
		県 選 管	県選管二戸出張所	二戸市・一戸町選管						
令和2年										
1	6	月	13		立候補届出事前審査（選挙公報掲載原稿及び確認団体届出に係る事前審査を含む。告示日の前日まで）		立候補予定者等関係者		県委員会 (出張所)	
1	9	木	10				選挙人名簿登録基準日及び登録日	告示日前日	法22②	市町委員会
					選挙人名簿登録者数の報告受領		選挙人名簿登録者数の報告(県へ)		令22①	各委員会
					直接請求に必要な数（登録者数の3分の1、50分の1）の算定				自治法74⑤, 76④ほか	県委員会
					選挙運動費用支出制限額の算出				法194 令127	県委員会
					ポスター掲示場設置完了報告の受領		ポスター掲示場設置の完了及び完了した旨の告示並びに設置完了報告(県へ)	掲示場設置後直ちに	法144の2④⑧、ポ条例1	各委員会
							投票所の指定	あらかじめ	法39	市町委員会
							投票管理者、期日前投票管理者及び開票管理者並びに同職務代理者の選任		法37②, 48の2②, 61② 令24①, 67①	市町委員会
							個人演説会施設使用予定表提出の要求(施設管理者に)		令118	市町委員会
							選挙人名簿抄本の作成		法44②	市町委員会
							投票所入場券の作成		令31①	市町委員会
							開票所の指定		法63	市町委員会
					諸告示、諸通知の準備完了	諸通知準備完了	諸告示、諸通知の準備完了			各委員会
							立候補届出受付準備、リハーサル			県委員会 (出張所)
1	10	金	9		<b>選挙期日の告示</b>			県報登載	法34⑥Ⅲ	県委員会
					立候補届出の受付			午前8時30分から午後5時まで	法86の4①②, 270	選挙長
					通称認定申請書の受付及び認定書の交付			午後5時まで	令89⑤ (88⑧⑩)	選挙長
						選挙人名簿補正登録 随時抹消～選挙期日まで			法26, 28	市町委員会
					選挙長及び同職務代理者の名等の告示			県報登載	法75③ 令80, 81	県委員会
					選挙運動費用制限額の告示			県報登載	法194, 196	県委員会
					選挙運動用ポスターの掲示開始日の告示			県報登載	法144の2⑩ (144の2⑤) 掲示場条例1	県委員会
					直接請求に必要な数（登録者数の3分の1、50分の1）の告示			県報登載	自治法74⑤, 76④ほか	県委員会
					選挙会の場所及び日時等の告示			県報登載	法78	県委員会
					開票の事務を選挙会の事務に併せて行わない旨の告示			県報登載	法79②	県委員会
					立候補届出の報告受領告示及び県委員会への報告	立候補届出に関する報告(県へ)		県報登載	法86の4⑩	選挙長 県委員会
					候補者氏名等の市町村選管並びに候補者住所地市町村長及び選管への通知	候補者氏名等の通知の受理	選挙長は直ちに	令92⑨ (92①)		選挙長
						候補者に関する通知	投、開票管理者に	令92⑨ (92②)		市町委員会
						投票管理者（期日前投票管理者）及び同職務代理者の選任告示	選任後直ちに	令25, 49の7		市町委員会
						期日前投票所の指定告示	告示の日に	法48の2③ (41①)		市町委員会

期日	選挙期前	事務執行区分			摘要	根拠法令	執行者					
		県選管	県選管二戸出張所	二戸市・一戸町選管								
1	10	金	9		期日前投票立会人選任通知	本人及び期日前投票管理者へ	法48の2②(38①) 令49の7(27)	市町委員会				
					開票管理者及び同職務代理者の選任告示	選任後直ちに	令68	市町委員会				
					投票記載所の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所の告示	あらかじめ	県規程138	市町委員会				
					投票所開閉時刻の変更告示及び投票管理者への通知	通知は関係投票管理者へ	法40②	市町委員会				
					選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時の通知	通知は候補者へ	県規程126	県委員会(出張所)				
					選挙公報掲載申請期限	午後5時まで	公報条例3①, 7	県委員会(出張所)				
					選挙公報の掲載順序を定めるくじ(結果を県へ)	午後5時30分	公報条例4②	県委員会(出張所)				
					選挙公報掲載文原稿の受領、印刷	選挙公報掲載文原稿送付(受付締切後直ちに県へ)		公報条例3①	県委員会(出張所)			
					選挙事務所設置(異動)届受付開始	選挙事務所設置(異動)届受付開始		法130② 令108	各委員会			
					出納責任者選任(異動)届受付開始			法180③, 182	県委員会(出張所)			
					選挙運動用自動車の使用、ビラ及びポスター作成の契約届出書及び選挙運動用事務員等届出書受付開始			法197の2⑤ 公営条例3, 10	県委員会(出張所)			
						公営施設使用の個人演説会開催申出書の受付開始及び関係施設への通知	通知は施設管理者へ	法163 令112, 115	市町委員会			
						公営施設使用の個人演説会開催申出の競合の場合の措置	申出のあった都度	令113, 114	市町委員会			
						投票記載所の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじ	午後5時以降	法175③, 270	市町委員会			
						投票所入場券の交付	告示後速やかに	令31①	市町委員会			
						期日前投票所の設置完了		令49の7(32)	市町委員会			
						不在者投票記載場所の設置完了		令58④(32)	市町委員会			
				1	11	土	8		期日前投票所及び不在者投票記載場所における氏名等掲示	始業時から	法175②	市町委員会
									期日前投票立会人の補充又は臨時選任	立会人が2人に達しないとき、達しなくなったとき	法48の2②(法38②)	期日前投票管理者
									期日前投票開始		法48の2	期日前投票管理者
									不在者投票開始		法49	不在者投票管理者
	期日前投票における投票録の作成	選挙期前日まで毎日	令49の9					期日前投票管理者				
	選挙公報の発送	同左受領							各委員会			
		同左受領、受領報告(県へ)							各委員会			
1	14	火	5		投票所指定の告示期限	選挙期日前5日	法41①	市町委員会				
					開票の場所及び日時の告示	あらかじめ	法64	市町委員会				
					開票立会人となるべき者のくじを行う場所及び日時の告示	あらかじめ	法62⑥	市町委員会				

期 日			選挙 期日 前	事 務 執 行 区 分			摘 要	根拠法令	執行者
月	日	曜		県 選 管	県選管二戸出張所	二戸市・一戸町選管			
1	15	水	4			郵便等による不在者投票用紙等請求期限	選挙期日前4日	令59の4①	市町委員会
1	16	木	3			補充立候補の届出期限	選挙期日前3日午後5時まで	法86の4⑤, 270	選挙長
						選挙立会人の届出期限	選挙期日前3日午後5時まで	法76(62①), 270 令82(69)	選挙長
						投票立会人選任の通知期限	選挙期日前3日、投票管理者へ	法38① 令27	市町委員会
						開票立会人となるべき者の届出期限	選挙期日前3日午後5時まで	法62①, 270 令69	市町委員会
						開票立会人となるべき者のくじ及び結果の通知	午後5時以降、開票管理者へ	法62② 令70の2①	市町委員会
						選挙立会人となるべき者のくじの場所及び日時の告示	必要によりあらかじめ	法76(62⑥)	選挙長
						選挙立会人となるべき者のくじ及び選挙立会人の選任通知	午後5時以降	法76(62②⑧)	選挙長
1	17	金	2			投開票事務従事者の委嘱	あらかじめ長と協議し承認を得る	自治法180の3 法273	市町委員会
						同事務従事者打合せ	あらかじめ		市町委員会
						選挙公報配布完了報告の受領	選挙公報の配布完了期限配布完了報告(県へ)	選挙期日前2日	公報条例5
1	18	土	1			開票立会人の補充選任及び通知	選挙期日前に3人に達しないとき、開票管理者へ	法62⑧ 令70の2 県規程47	市町委員会
						期日前投票最終日	選挙期日前日まで	法48の2	期日前投票管理者
						期日前投票の投票箱を閉鎖する場合の措置		法48の2②(53) 令43, 44 県規程26, 37の2	期日前投票管理者
						期日前投票の投票箱等の送致	市委員会へ	法48の2②(55) 県規程27, 37の2	期日前投票管理者
						期日前投票の投票箱のかぎの送致	市委員会へ	令49の10	期日前投票管理者
						不在者投票最終日	選挙期日前日まで	法49 令50	不在者投票管理者
						不在者投票の送致	投票所を閉じる時刻までに投票管理者へ	令60, 62	不在者投票管理者
						不在者投票に関する調書の作成及び送致	投票所を閉じる時刻までに投票管理者へ	令61	市町委員長
						投票所の設備完了 選挙人名簿(抄本)の送付	投票所を開く時刻までに投票管理者へ	令32 令28	市町委員会 市町委員会
						当日投票の投票箱及び投票用紙等諸用品の送付	投票管理者へ		市町委員会

期 日	選挙 期日 前	事 務 執 行 区 分			摘 要	根拠法令	執行者			
		県 選 管	県選管二戸出張所	二戸市・一戸町選管						
1	19	日	当日	選挙期日（投票日）	投票所内（投票記載場所を含む。）氏名等掲示完了	投票所を開く時刻までに	法175①	市町委員会		
					諸用紙、諸物品準備完了	投票所を開く時刻までに		投票管理者		
					投票用紙の交付	選挙人の対照	法45 令35, 36	投票管理者		
					投票立会人補充又は臨時選任	2人に達しないとき、達しなくなったとき	法38②	投票管理者		
					期日前投票状況集計・発表	期日前投票状況報告（県へ）				各委員会
					当日有権者数の報告受領及び発表	当日有権者数の報告（県へ）				各委員会
					投票中間状況の発表	投票中間状況の速報（県へ）				各委員会
						不在者投票の受理、不受理の決定	投票箱を閉じる前に	令63		投票管理者
						投票箱を閉鎖する場合の措置		法53 令43, 44 県規程26		投票管理者
					投票結果発表	投票結果の速報（県へ）	投票終了後直ちに	県規程25		投票管理者 各委員会
						投票録の作成		法54		投票管理者
						投票箱等の送致	開票管理者へ	法55 県規程27		投票管理者
						投票箱等到着予定時刻の確認				開票管理者
						投票箱等の受領及び保管		県規程45		開票管理者
						投票関係書類の精査				開票管理者
						開票所の設備完了	開票開始時刻までに			市町委員会
						開票立会人の補充又は臨時選任	3人に達しないとき又はその後達しなくなったとき	法62⑧		開票管理者
						投票の効力決定方針の徹底	開票立会人にあらかじめ			開票管理者
						投票の点検迅速処理の協力要請	開票立会人にあらかじめ			開票管理者
						開票事務処理要領の徹底	事務従事者にあらかじめ			開票管理者
						秩序保持に関する諸注意	参観人及び事務従事者にあらかじめ	法74（58～60）		開票管理者
						開票前の投票箱等の点検	投票箱を開く前に	県規程46		開票管理者
						開票		法66		開票管理者
		仮投票（代理投票を含む。）及び不在者投票の受理、不受理の決定		法66① 令71		開票管理者				
		投票の点検及び効力決定		法66～68の2 令72, 73		開票管理者				
		開票結果の発表	開票結果の速報（県へ）	確定次第直ちに	県規程49	開票管理者 各委員会				
			開票録の作成及び送付		法70 令74	開票管理者				
			選挙人名簿又は同抄本の返付	開票結果報告後直ちに市委員会へ	令75	開票管理者				

期 日			選挙 期日 前	事 務 執 行 区 分			摘 要	根拠法令	執行者
月	日	曜		県 選 管	県選管二戸出張所	二戸市・一戸町選管			
1	20	月	1日 後	選挙結果調（速報）作成及び配布			関係機関等へ 配布		県委員会
					選挙結果報告検収	選挙結果報告（出張所へ）	開票管理者から選挙長等へ	法66③ 令74	開票管理者
					選挙立会人の補充又は臨時選任		3人に達しないとき又はその後達しなくなったとき	法76（62⑧）	選挙長
					選挙会の開催 当選人の決定及び選挙録の作成			法80 法83, 95	選挙長 選挙長
					当選人決定報告の受領	当選人決定の報告（選挙録の写しを添付し県へ）	選挙会終了後直ちに	法101の3① 県規程58	選挙長
					当選人の住所及び氏名の告示（当選の効力発生）	当選の告知	選挙会終了後	法101の3②	県委員会
						当選証書の付与	当選の効力発生後	法105	県委員会 （出張所）
						当選等に関する報告（知事へ）	告示後直ちに	法108①	県委員会
1	25	土	6日 後		兼職又は請負等をやめた旨の届出期限	当選の告知を受けた日から5日以内	法, 104	県委員会 （出張所）	
2	3	月	15日 後	選挙の効力に関する異議の申出期限			選挙の日から14日以内（休日等の場合翌日）	法202①, 270の3	県委員会
					選挙運動費用収支報告書提出期限（第1回報告分）		選挙の期日から15日以内	法189①	県委員会 （出張所）
					当選の効力に関する異議の申出期限		当選告示の日から14日以内	法206①, 270の3	県委員会
2	4	火	16日 後		供託物返還及び没収手続の開始	当選の効力確定後	法93① 令93②	選挙長 県委員会 県委員会	
					没収供託物及び関係文書の受領及び収納事務	没収供託物及び関係文書の送付（県へ）			
				選挙運動費用収支報告書の要旨公表原稿の受領	選挙運動費用収支報告書の審査及び要旨公表原稿の送付（県へ）	収支報告書を受理したごとに	法189①, 192① 規則24	県委員会	
				選挙運動費用収支報告書の要旨の公表		県報掲載	法192①② 規則24	県委員会	



#### 4 候補者及び当選人

届出受理番号	候補者氏名	住所	生年月日	党派	職業	新現元	得票数	当落
1	松倉 史朋	岩手県二戸市福岡字大明神平13番地7	平成5年1月7日	自由民主党	無職	新	3,992	落
2	山下 正勝	岩手県二戸郡一戸町中山字大畑15番地1	昭和28年3月22日	無所属	農業	新	9,295	当

#### 5 投票結果

	選挙当日の有権者数			投票者数			棄権者数			投票率 (%)		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
二戸市	10,793	12,122	22,915	3,812	4,084	7,896	6,981	8,038	15,019	35.32	33.69	34.46
一戸町	5,109	5,596	10,705	2,784	2,903	5,687	2,325	2,693	5,018	54.49	51.88	53.12
計	15,902	17,718	33,620	6,596	6,987	13,583	9,306	10,731	20,037	41.48	39.43	40.40

#### 6 開票結果

候補者 市町村名	松倉 史朋	山下 正勝	得票総数	按分の際 切り捨て た票数	有権投 票数 (A)	無効投 票数 (B)	投票 総数 (A+B=C)	不受理 持帰り (D)	投票者 総数 (C+D)
二戸市	3,547	4,119	7,666	0	7,666	230	7,896	0	7,896
一戸町	445	5,176	5,621	0	5,621	66	5,687	0	5,687
計	3,992	9,295	13,287	0	13,287	296	13,583	0	13,583

法定得票数 1,660.875

供託物没収点 664.350

#### 7 選挙運動費用

法定選挙運動費用	候補者氏名	出納責任者	収入の総額	支出の総額
6,709,100	松倉 史朋	中舘 富士夫	1,000,000	1,771,079
	山下 正勝	峠 勇男	2,814,937	3,515,850

令和2年  
1月19日執行

# 岩手県議会議員 二戸選挙区再選挙選挙公報

岩手県選挙  
管理委員会  
TEL 019-629-5238

## 県勢の発展と県北地域の課題の解決

観光拡大により、移住・定住を推進すると共に、  
交流・関係人口を増やします



やましたまさかつ

# 山下正勝

(66才)

### 解決1 地域の資源を活かした、特色ある産業振興

- 基幹産業である農林業の振興
- 農地に関する多目的機能支払交付金と森林・山村多目的交付金
- 小規模農地改良事業による基盤整備
- 食アパレル漆など地域の特色ある産業振興
- 企業立地起業家への支援による雇用の拡大

### 解決2 地域の歴史や文化財の活用、地域に根ざした文化スポーツの振興

- 御所野遺跡・天台寺九戸城跡などを活用した観光振興
- 金田温泉など地域の温泉や郷土食の活用
- スキーやカーリングなどスポーツを通じた交流人口の拡大

### 解決3 医療・介護・福祉の充実

- 医師奨学生制度や二戸高等看護学院を充実させ、医師や医療従事者の確保など、地域医療の充実を図る
- 国保や後期高齢者医療など、保険制度運営の安定を図るとともに、子ども医療費負担軽減を図り、安心して医療を受けられる制度を確立
- 社会福祉事業団や支援学校の充実など、障がい者がそれぞれの能力に応じて、生き生きと生活できる環境を作る

### 解決4 将来を担う人材育成と適正な教育環境の整備

- 地域の教育に望ましい、誰もが学ぶことができる教育機会確保のため、県立高校等の適正配置を行う
- 県立児童館子ども森を充実させ、未就学児の情操教育を進めるとともに、児童の発達を促す

### 解決5 脱二酸化炭素社会構築に向けた取組を進める

- 再生可能エネルギーの利用促進と地域外への販売拡大
- 森林資源を循環させ、二酸化炭素吸収力を拡大させる
- 省エネルギー再生可能エネルギー利用を進め、2050年二酸化炭素排出量実質0を目指す

### 解決6 防災・減災への取組を進め、安心して暮らせる地域社会を目指す

- 都市計画道路の推進を図る
- 地域を結ぶ県道の改修を進める
- 河川改修を行い、災害発生予防につとめる

## 地域の声を県政に届けます！

### 目指す取り組み

#### 1 産業の振興

基幹産業である農林業及び商工業の振興を図り、地域経済の活性化に努めます。また地域が誇る特産品の県外及び海外への周知を進めます。

#### 2 すべての世代が暮らしやすい地域社会の実現

地域経済の活性化により若い世代の就労環境の向上を目指します。また団体・企業等と行政の協働により、高齢世代の生活向上を進めます。

#### 3 観光開発の推進

一戸町の御所野縄文遺跡の世界遺産登録の推進や、地域にある既存の観光名所の周知を進めることにより、観光開発の推進に努めます。

私は高校卒業までを地元で過ごし、大学進学を機に地元を離れていましたが、この度地域に貢献するべく戻ってまいりました。若さと行動力をもって、地域の声を県政に届けるべく邁進する所存です。

#### プロフィール

- ・1993年 岩手県二戸市福岡に生まれる。
- ・2011年 福岡小学校、福岡中学校を経て岩手県立一戸高等学校卒業
- ・2016年 弘前大学人文学部卒業 (国際政治学・安全保障を専攻)
- ・2016年 防衛省航空自衛隊 入隊
- ・2018年 退職



自由民主党公認

# 松倉史朋

まつくら ふみとも

地元出身・27歳・新人

## 投票日は、1月19日(日)です。

～1月19日(日)に予定のある方へ～

### 期日前投票制度を活用しましょう！

- 次のような方は、期日前投票ができます。
  - ・ 投票日に、お仕事や冠婚葬祭などの予定のある方
  - ・ レジャーやお買い物などの私用で、投票日に投票区内にいない方
- 期日前投票は、投票日の前日の1月18日(土)までできます。
- 期日前投票は、名簿登録地の市町の期日前投票所で行うことができます。
- 期日前投票所へ行き、宣誓書に記入すれば投票できます。ハンコは必要ありません。

令和2年  
1月19日執行

岩手県議会議員  
二戸選挙区再選挙選挙公報

岩手県選挙  
管理委員会  
TEL 019-629-5238

投票所入場券を忘れた場合であっても、身分証明書等で本人確認ができれば、投票が可能です。  
詳しくは、各市町の選挙管理委員会にお確かめください。

投票時間は、二戸市、一戸町ともに午前7時～午後6時です。

(お問い合わせ先) 二戸市選挙管理委員会 TEL 0195-23-3111

一戸町選挙管理委員会 TEL 0195-33-2111

期日前投票所一覧

市町村名	期日前投票所	投票時間	実施期間
二戸市	二戸市役所	午前8時30分～午後8時	1/11～1/18
	二戸市浄法寺総合支所	午前8時30分～午後8時	1/11～1/18
	二戸広域観光物産センター なにゃーと	午前8時30分～午後8時	1/13～1/18
	金田一コミュニティセンター アツマランカ	午前8時30分～午後8時	1/13～1/18
	二戸ショッピングセンター ニコア	午前10時～午後8時	1/11～1/18
一戸町	一戸町役場	午前8時30分～午後8時	1/11～1/18
	奥中山地区公民館	午前9時～午後6時	1/18

令和元年度明るい選挙啓発ポスターコンクール

県審査 佳作 一戸町立奥中山小学校 5年 釜石 知奈さん



投票日は、1月19日(日)です。